

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [社会保障](#) | [社会保障～仕事編～](#)【高年齢雇用継続基本給付】

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

社会保障～仕事編～【高年齢雇用継続基本給付】

◆高年齢雇用継続基本給付金
60歳以降収入が減る分を補ってくれるお金

【3つのQ&Aで高年齢雇用継続基本給付金を覚えよう！】

Q1 : 誰がもらえるの？

A : 60歳以上65歳未満の再雇用された人

Q2 : 金額の目安は？

A : 賃金の15%以内

Q3 : 届け出は？

A : ハローワークと職場で手続き

60歳以降に働いても、給料が下がる例が大半。給料の落ち込みを補うのが「高年齢雇用基本給付金」です。60歳になった月から65歳になる月までもらえ、ハローワークや職場で手続きが必要です。給付金を受けるには、

- 60歳以上65歳未満で雇用保険に入っている。
- 今の賃金が60歳時点の賃金の75%未満。
- 過去に雇用保険に入っていた期間が5年以上。
- 失業給付などを受給したことがある場合は、受け取り終了から5年以上経っている。
- 育児休業給付金や介護休業給付金の支給対象ではない。

などの条件を満たす必要があります。

支給額は、どれだけ以前より賃金が減ったかで決まります。60歳時点の61%未満になったら、その月の賃金の15%が支給に。61%以上～75%未満の時は、低下の度合いに応じ、その月の賃金の15%未満が支給されます。

【雇用継続】

国はすべての企業を対象とし、段階的に65歳までの雇用を確保する義務（高年齢雇用確保措置）を課している。雇用と年金の間に空白の期間が生じないようにするのが目的。この制度により、企業には定年の段階的引き上げや、定年の廃止、継続雇用制度の導入のどれかを行いことが義務付けられている。

【注意点】

似た制度に「高年齢再就職給付金」がある。定年になった時点で、一度退職して失業給付をもらうかどうかで、選べる給付金は変わる。よく考えて、トクなほうを選択しよう。

【あわせてチェック】

高年齢再就職給付金

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.